

石巻市ネーミングライツに関するガイドライン

(案)

平成30年 月

目 次

1	趣旨	1
2	ネーミングライツ導入の目的	1
3	ネーミングライツの概要	1
4	愛称	1
5	ネーミングライツの対象施設	2
6	契約期間	2
7	ネーミングライツの対価	2
8	ネーミングライツ導入に伴う費用負担	2
9	ネーミングライツの種類	3
10	ネーミングライツの導入手続きの流れ	3
11	ネーミングライツ・パートナーの募集方法等	3
12	選定方法	5
13	審査結果の通知、公表、市民意見の募集	5
14	優先交渉権者との協議	5
15	ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等	5
16	契約の解除	6
17	契約期間の満了	6
18	その他	6

(別紙1) ネーミングライツ導入手続きフロー図

(別紙2) 審査項目及び審査のポイント

1 趣旨

このガイドラインは、市が保有する施設の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な運用を図るため、対象施設、募集方法等ネーミングライツの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

各施設の所管課は、本ガイドラインのほか、石巻市広告事業実施要綱（平成19年石巻市告示第199号。以下「実施要綱」という。）に従って、ネーミングライツの手続を進めるものとする。

2 ネーミングライツ導入の目的

市の新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立するとともに、地域経済の活性化及び市民サービスの継続的な実施を目的とする。

3 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、契約により施設の名称に企業名や商品名などを冠した愛称を付与させることで、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価を得て、前項に規定するネーミングライツ導入の目的に資するものとする。
- (2) ネーミングライツにより市が得た対価は、原則としてネーミングライツの対象となった施設の維持管理及び運営に係る費用に充てることとする。
- (3) ネーミングライツ導入後は、市は積極的に愛称を使用することとするが、条例で定める施設の名称は、変更しないものとする。

4 愛称

(1) 愛称付与の条件

- ア 愛称は、公共の施設にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとする。
- イ 施設の特性に応じて、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項にて設定できることとする。
- ウ 市民や施設利用者の混乱を避けるため、当分の間正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合がある。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができない。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 政治性、宗教性のあるもの
- エ 社会問題についての主義主張があるもの

オ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

カ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

キ 商標権、著作権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの

ク その他、愛称として使用することが不適当と市長が認めるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツの契約期間内において、愛称の変更はしないこととする。

5 ネーミングライツの対象施設

市有施設（文化施設、スポーツ施設、公園等）のうち、設置目的、利用状況等を考慮し、次の条件を満たす施設を対象とする。

ただし、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや施設の性格上、愛称を付することが適当でないとし、市が判断するものは、その対象外とします。（例：市役所庁舎、学校や病院等）

- (1) ネーミングライツにより、設置目的等が妨げられないもの
- (2) ネーミングライツによる広告効果が見込まれるもの
- (3) 条例上の名称の決定の経緯に特段の事情がないもの
- (4) その他愛称を付与させることが適当と認められるもの

6 契約期間

ネーミングライツの契約期間は、原則3年以上とし、施設の性格、管理、運営形態等に応じて決定する。

ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定する。

7 ネーミングライツの対価

ネーミングライツ・パートナーから得る対価は、ネーミングライツの対象となる施設の維持管理及び事業運営に係る経費、利用者数、メディアに取り上げられる頻度、知名度等から当該施設の広告媒体としての価値を総合的に検討した金額とする。

また、ネーミングライツ・パートナーから得る対価を、金銭ではなく役務の提供（施設の維持管理、設備のグレードアップ等）とすることができる。

8 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

ネーミングライツ導入に伴う市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次のとおりとする。

なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めることとする。

費用負担の区分	石巻市	ネーミングライツ・パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示の変更 (施設名称看板や道路標識等)		○ ※1
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物 や市ホームページの表示変更	○ ※2	

※1 敷地外の施設名称看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能なものについて行うこととする。また、新規施設名称看板等の設置については、設置の可否も含めて協議する。なお、屋外の愛称の表示については、屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）等の関係法令を遵守するものとする。

※2 愛称の使用後に作成するものを対象とすることや愛称と条例上の名称を併記することが必要な場合は、募集要項に明示するものとする。

9 ネーミングライツの種類

ネーミングライツは、市が選定した施設についてネーミングライツ・パートナーを募集するもの（以下「特定募集型」という。）と、ネーミングライツを行う施設について民間事業者等からの提案を募集するもの（以下「提案募集型」という。）により実施する。

10 ネーミングライツの導入手続きの流れ

特定募集型及び提案募集型の手続きの流れは、「ネーミングライツ導入手続きフロー図」（別紙1）のとおりとする。

なお、提案募集型において、応募があった旨の告知期間における他の提案が、告知対象施設を含む施設全体の提案又は告知対象施設の一部に対する提案の場合は、その手続きの途中で特定募集型の手続きに転換することがある。

実施要綱第6条第1項に規定する石巻市広告事業活用委員会（以下「広告委員会」という。）の開催及び提案募集型における民間事業者等からの提案の募集に係る事務以外は、原則として施設の所管課において事務を行うものとする。

11 ネーミングライツ・パートナーの募集方法等

(1) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた民間事業者等が応募できるものとし、個人及び次の事項に該当する民間事業者等は応募することができない。（具体的な応募資格は、募集要項等において定めるものとする。）

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営んでいるもの又はこれに類するもの
- イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
- ウ 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法（昭和23年法律第205号）又は薬事法（昭和35年法律第145号）に抵触するもの
- エ 興信所、探偵事務所その他私的な秘密事項の調査を行うもの
- オ 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）により再生手続又は更生手続を開始しているもの
- キ 法令等に違反しているもの
- ク 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ケ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納しているもの
- コ 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- サ 指定管理者制度を導入している市有施設にあつては、指定管理者の事業目的と競合する民間事業者等（指定管理者及びその関連企業は除く。）
- シ 前各号に掲げるもののほか、その他市長が不適切であると認めたもの

(2) 費用負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 募集方法

募集は、原則公募とし、市ホームページ、市報等により周知する。

募集期間は次のとおりとする。

- ア 特定募集型 原則30日以上
- イ 提案募集型 通年

(4) 募集要項

特定募集型については、応募に必要な事項を記載した募集要項を作成する。募集要項に記載する主な事項は、次のとおりとし、必要に応じ各施設等の所管課で加除を行う。募集要項は、広告委員会において審査を行い、応募方法や選定方法などをあらかじめ公表することで、ネーミングライツ・パートナーの決定過程や透明性の確保に努めることとする。

- ア 目的について
- イ ネーミングライツを募集する対象施設（名称、所在地、目的、概要）について
- ウ 募集概要（愛称、命名権の範囲、契約期間、ネーミングライツ料、名称変更に伴う費用負担、応募資格、留意事項）について
- エ 応募方法（応募期間、応募先、質問事項の受付、応募方法等）について
- オ 選定方法等について

カ 契約について

キ その他（愛称の周知、指定管理者との協議など）について

ク 問い合わせ先について

(5) 応募がなかった場合の取扱い

特定募集型について、募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集の条件を見直した上での再募集又は募集の取りやめとする。

(6) 指定管理者制度を導入している施設の取扱い

指定管理者制度を導入している施設にネーミングライツを導入する場合は、特定募集型においては指定管理者の承諾を得てから、提案募集型においては募集要項に指定管理者の承諾があった場合にネーミングライツを導入する旨の条件を付した上で募集の手続きを進めることとする。

12 選定方法

(1) 広告委員会による審査・選定

ネーミングライツの導入に際し、広告委員会において審査し、優先交渉権者を選定する。

なお、応募者が1者の場合であっても、広告委員会を開催し、優先交渉権者を選定することとする。

また、複数の応募があった場合には、優先交渉権者の選定と併せて、次点についても決定することとする。

(2) 審査項目及び審査ポイント

広告委員会は「審査項目及び審査のポイント」（別紙2）に従い応募内容を審査し総合的に判断する。なお、審査により優先交渉権者を選定しない場合がある。

13 審査結果の通知、公表、市民意見の募集

審査の結果は、応募者に文書で通知することとする。

なお、優先交渉権者の決定後、ネーミングライツを導入する施設名、愛称名、優先交渉権者名、ネーミングライツ料等について公表することとするとともに市民意見を募集する。当該募集結果により、必要と認める場合は改めて広告委員会に付するものとする。

14 優先交渉権者との協議

市は、審査により優先交渉権者として選定した者とネーミングライツの契約に係る事項について協議する。なお、優先交渉権者との協議が整わず、当該優先交渉権者が辞退した場合は、次点順位の応募者と協議を行うこととする。

15 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) 決定及び契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合はネーミングライツ・パートナーとして決定し、契約を締結することとする。

(2) 公表

ネーミングライツ・パートナーとして決定された民間事業者等の名称、愛称、ネーミングライツ・パートナーから得る対価、契約期間等について、市ホームページ、市報等により公表する。

16 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとする。この場合における原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

17 契約期間の満了

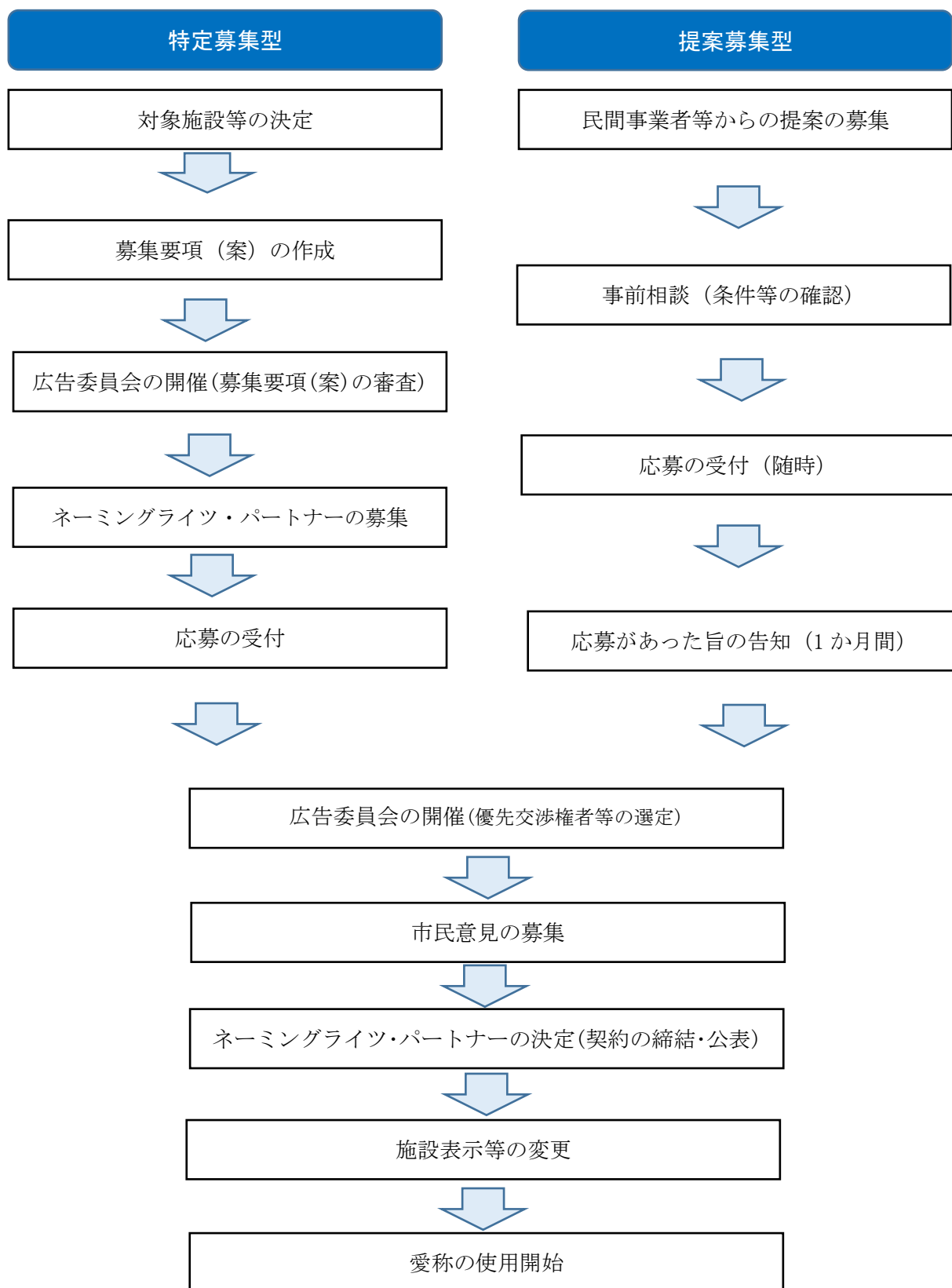
市は、契約期間満了までに、当該施設に係るネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称の変更による市民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツ・パートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとする。

18 その他

このガイドラインは、運用状況及びその他の状況などに応じ、適宜見直しを行うこととし、また、ネーミングライツに関することで、本ガイドライン以外に必要な事項は、別に定めることとする。

(別紙1)

ネーミングライツ導入手続きフロー図



(別紙2)

審査項目及び審査のポイント

- 1 応募民間事業者等
 - ・応募資格は適正か
 - ・応募民間事業者等の経営は健全か
 - ・施設と応募民間事業者等の理念・事業内容等がマッチしているか など
- 2 応募の趣旨
 - ・市のネーミングライツの目的に沿っているか など
- 3 ネーミングライツを導入する対象施設（「提案募集型」の場合）
 - ・施設の設置目的や経緯からみて、導入が妥当な施設かどうか など
- 4 愛称等
 - ・市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか、呼びやすいか など
 - ・施設の管理運営に支障が生じないか など
- 5 ネーミングライツの対価
 - ・応募金額は妥当か
- 6 導入期間
 - ・安定したネーミングライツ運用が図られる期間か など
- 7 その他、審査において必要な事項